

# パートさんに知ってほしい！

# 社会保険（健康保険・厚生年金）について



たしかに。知りたい。



質問2. パートで働いている人で社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入する条件って何ですか？



加入するかしないかは働く時間数がポイントとなります。パートさんが社会保険に加入できるかどうかをチェックしてみましょう！

パートさん！



スタート

会社でフルタイムで働いていますか？

はい

社会保険に加入できます

いいえ

会社で週30時間かフルタイムの人の4分の3以上の労働時間で働いていますか？

はい

社会保険に加入できます

いいえ

次の4つの口にすべて当てはまりますか？

- 週の所定労働時間が20時間以上です。
- 毎月の給料が8万8千円以上です。（※1）
- 2か月以上雇用される予定です。
- 学生ではありません。（※2）

（※1）家族手当、精皆勤手当、通勤手当の金額は含まれません。  
 （※2）夜間の学生や休学中の学生は、学生ではありませんにチェックを入れてください。

はい 会社の従業員（※3）は何人ですか？

（※3）この場合の従業員数とは、勤務先で厚生年金に加入している人の数のことです。

501人以上です。

はい

平成28年10月から加入できます

101人以上です。

はい

令和4年10月から加入できます

51人以上です。

はい

令和6年10月から加入できます

50人未満です。

はい

社会保険に加入できません

いいえ 社会保険に加入できません



社会保険の加入は選択するのではなく要件を満たした人は必ず加入しなくてはならないんですよ。



## 社会保険加入に加入できるのはこんな方です。

**現在** 正社員や法人の代表者、役員などは加入できます。パートタイマー・アルバイトなどでも所定労働時間が週30時間以上もしくは、フルタイムで働く人の4分の3以上の所定労働時間がある方は加入できます。また、その所定労働時間が週30時間未満または正社員の4分の3未満であっても、従業員数（※3）101人以上の会社に勤務し、週の所定労働時間が20時間以上など一定の要件を満たす方は加入できます。

**令和6年10月から** 従業員数（※3）51人以上の会社にお勤めの方は加入できます。

労働時間が短い人も、これから少しずつ社会保険に入るんだね。



質問3. パートで働いています。社会保険に入ると手取りが減るので働く時間を減らそうと思っています。入るメリットってありますか？



**A 回答** 社会保険に入る最大のメリットは手厚い保障です。健康な時には手取りが減るのは損だと思ってしまいかもかもしれませんが、いざというときに大きな支えとなります。「保険」という言葉の意味を考えて、ご自身にとって何が一番いいかを考えましょう。

社会保険の保障にはたくさんのメリットがありますので安心してください。

### メリット①

#### 【傷病手当金があります】

病休期間中、給与の2/3相当を支給  
健康保険に加入していると、業務外の事由による療養のため働くことができないときは、その働くことができなくなった日から起算して3日を経過した日から働くことができない期間（通算して1年6ヶ月間）、傷病手当金が支給されます。

### メリット②

#### 【障害厚生年金3級があります】

国民年金には、1, 2級の障害年金がありますが3級はありません。厚生年金には3級があります。障害厚生年金3級は厚生年金の加入期間が短くても最低、年約58万円が保障されます。初診日に厚生年金に加入していないと3級を受給する権利はありません。

### メリット③

#### 【老齢厚生年金が増えます】

年を取って働けなくなった場合に世帯年収が増え、老後の備えになります。

### メリット④

#### 【医療費の上限が低くなるがあります】

自分の給料の額で保険料が決まるので、家族の扶養でいるよりも上限額が低くなります。（例外もあります）

### メリット⑤【リスク回避ができます】

配偶者が失業し収入がなくなった時に自分の健康保険に扶養家族として入れることができます。保険に入っている本人が65歳未満であれば、配偶者が60歳になるまで第3号被保険者とすることもできます。（もし一家の大黒柱が失業したら夫婦で支払う国民年金は月約3万4千円です。免除制度もありますが、免除されたら年金が減ります。）

### メリット⑥【出産手当金があります】

産休期間中、給与の2/3相当を支給  
産前産後の期間に仕事を休んだ場合  
出産手当金が支給されます。

産前産後休業  
育児休業 } 期間中の社会保険料の免除

男性の育児休業期間中も免除されます。（免除されても年金額は保険料を納めた期間として扱われます）

### メリット⑦【育休から復帰後の保険料】

育休から復帰後に時短等を受けて働き、給料が下がり社会保険料が安くなっても、子どもが3歳になるまでは将来の年金は子どもを養育する前の保険料を払った期間としてみなされます。

さらに

### メリットプラス

週20時間働くこと雇用保険にも加入できるので、さらに育児休業中の給付金や介護休業中の給付金も出ます。

### 少し注意

★社会保険料を払うので手取りが減ります。★収入が増えるので配偶者控除等の税金の控除を受けることができなくなる場合があります。

奥さんが病気になると、夫が家事育児のために残業を減らしたりして世帯収入が大幅に減って困ると聞きます。夫婦で社会保険に加入して病気になっても困らない生活基盤を作ることも考えてみませんか。



社会保険労務士 ゆうこりん



フルタイムは無理でも、パートでなら働くことができる患者さんが、社会保険に加入して、保障を受けられるようになるね。